

# 第1回東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 議事録

(資料説明の部分については、省略しています)

日時：平成25年11月8日（金）15:45～17:15

場所：日本大通7ビル 500会議室

## 1. 開会

(1) 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会傍聴要領（案）（資料1）

(2) 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約について（資料2）

（以上の部分は省略しています。）

【近藤会長】 皆様、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。この海岸保全基本計画、特に東京湾の海岸保全基本計画は、今から9年前にできたわけですけれども、それとあわせて3.11の地震及び津波、特に東京湾は千葉県側に多大な被害が出ました。特に埋立地の軟弱地盤で液状化が発生し、地下の下水道並びに上水道、ガス管等が全部浮き上がってしまう、それから、地盤の沈下によって高層の建物も比較的安定してはいるため、ちょっと大きな被害が出たり、ましてや住宅地においては大変大きな被害が出たと。津波そのものについてはあまり大きな問題でもなかったのですが。でも、漁具とか海草の網等が大分被害を受けていた様子がうかがえました。そういうことで、今後津波も考えないといけないし、それから高潮のことも大きな課題になっています。ただ、東京湾、幸いにも閉鎖的な海岸ですので、あまり津波が直接入ってくるというようなことはございませんが、それでも3メートルぐらいにはなるということで、対策も考えないといけないということでございます。本日は御専門の方々皆さん御参加いただきまして、ありがとうございます。それぞれの立場でステークホルダーでもあると同時に、利用者という観点で今回の東京湾の海岸保全基本計画にアドバイスをいただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【柴山副会長】 私は沿岸防災を専門にしております。今、会長のお話にあったように東北の大きな津波が来る前は、東京湾の中はそれほど大きな津波も来ないし、高潮も主に東京湾奥部の東京都の埋立地と千葉県で水位は高くなるけれども、神奈川県の部分はそれほどでもないという一般的な認識があったと思いますが、実はそうでもありません。津波については元禄関東地震のときに津波が来たという記録も残っておりますし、高潮についてもこれまで従来と同じコースを通るような台風の場合には神奈川県側は大きな水位にはならないのですが、最近の台風はこれまでとは違った行動をするようになって、日本近

海で停滞してしまったりします。足早に日本列島から去っていくという行動パターンが当てはまらなくなってしまったり、これまでとは違うパターンで行動する台風もふえたということで、改めて東京湾の沿岸防災については津波・高潮両面から検討する必要があるというふうに考えております。そういう方面から御意見を申し上げたいと思います。以上でございます。

【事務局】 どうもありがとうございました。それでは、規約に基づきまして懇談会を進めさせていただきます。懇談会の議長は、規約第4条により会長が当たることとなっておりますので、ここからの議事につきましては議長であられます近藤会長のほうで、よろしくお願ひいたします。

## 2. 議題

【近藤会長】 初めに、皆さんのお手元にあります、先ほど事務局から御説明がありました内容に照らしながら、この議事を進めていくわけですけれども、最初に議題にございます資料3の海岸保全基本計画の策定について、及び、資料4の東京湾沿岸海岸保全基本計画策定変更のスケジュールにつきまして、事務局から御説明を願います。よろしくお願ひいたします。

(1) 海岸保全基本計画の策定について（資料3）

(2) 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定（変更）のスケジュールについて（資料4）

（以上の資料説明は省略しています。）

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。ただいま御説明いただきました資料3と資料4です。資料3は法定的に立てられた計画のあり方、それからその法律、海岸法に基づくものでございますので、あえて特別な御質問はないと思いますが、何か言葉の問題とか意味内容につきまして御質問がありましたら、どうぞ。いかがでしょうか。特別なければ、一応これは御説明いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、予定表、資料4ですが、全体的な私どもの役務としては、懇談会が本日の11月8日、それから2月の中旬に第2回を行う予定です。その間に本日の皆様方の御意見をまとめまして、このまとめられた基本計画の変更案をパブリックコメントということで、12月の中旬から1月の中旬まで行います。それを踏まえて、また県と各市町村との打ち合わせ、会議がありまして、そういうことを踏まえて第2回のこの懇談会を開催

するというような大きな流れになっております。何かこれについて御質問、御意見ござりますでしょうか。よろしいでしょうか。では、予定どおり行うということで。事務局、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして3番目の東京湾沿岸海岸保全基本計画変更素案につきまして、事務局から資料5をもとに御説明いただきます。事務局、よろしくお願ひいたします。

### (3) 東京湾沿岸海岸保全基本計画変更素案について（資料5）

（以上の資料説明は省略しています。）

【近藤会長】 はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局から資料5について、東京湾沿岸海岸保全基本計画の見直しで、とりあえず文言及び図の差しかえ、あるいは追加、削除、そういうことを行ったものです。結構長いもので、ただいまの段階で気がついたことで御意見をいただければと思います。

まず最初に私のほうから、忘れないうちに言いますと、2-6の、水域が2-6で平成23年度でこういうモニタリングで原子力規制委員会を中心にして放射性物質のことを書かれておりますが、あわせて上のほうには東京湾の水質がよくなってきてているということが書かれているんですけども、確かに結果だけはそのとおりだと思います。できれば関東地方整備局がやっている東京湾再生計画というんですかね、それが特に下水道関係では高次処理、それから東京湾については干潟の再生とか浅場の復元とか、そういうようなことがちょっとでも入れたほうがいいかなと。それがこういう効果を生んでいるんだということを入れていただきたいなと思うが、なぜこうきれいになったのというのは皆さん疑問に思うところがあると思いますので、それをつけ加えていただければと思います。

それから、2-10の、最近海洋性レクリエーションが多様になってきているということ、結構だと思います。後ろのほうで、4-14に夜景のことが、夜景景観を楽しむ船というんですかね、観光船がふえてきているということがあるんですけども、それを、ここで入れていただきたいなと思います。あえて入れなくても結構ですけれども、川崎や、横浜でもそうですけれども、そういう観光船がふえてきて、海から陸を見るということがかなり重要な意味を持ってきているのかなと思いまして、そういう実態があるということを一言つけ加えていただければと思います。

それから、2-11に実際に不法係留の船舶が減ってきているのでしょうか。

【事務局】 全体としては減っております。

【近藤会長】 全体としては減っているんですね。

【事務局】 今回、こここの記載につきましては、前回、平成16年の状況も踏まえた形で、その後いろいろな、さまざまな条例とか取り組みをした結果、こういった形で減っているということを記載したかったというところで、こういう記載にさせていただきました。

【近藤会長】 そこで、神奈川県として具体的にこの減った理由みたいなものを書かなくていいのかなと。それぞれ因果関係があると思うんです。先ほどの水質の話もそうなんですけれども、例えばボートパークが、特に横須賀市さんでは随分整備されたと。そういうことと、それから暫定係留水域というんですかね、その設定もふえてきているとか、何かそういうことを書いていただければいいのかなと。ちょっと実態としてどうふえたとか何とかというのはわかりませんが、各市に聞いていただきたいなと思っていますので、すみませんが、その辺ちょっとお願ひいたします。

それから、5-1で、前回の相模湾の話もあったんですけども、「ねばり強い」という言葉がありますが、「ねばり強い」とはどういうことかというのが、どうもぴんとこないというか、副会長の柴山先生や我々はいつも耳にしていることなのですが、一般の人が「ねばり強い」ということはどういうことなのかということです。それから港湾の断面を見て、防波堤なんかの断面、護岸の断面なんかで見たらどういうものが「ねばり強い」のかが、わからないですよね。それをポンチ絵でもいいし、補強するところなりますということでもいいと思いますが、何かそういうのを少しここへつけ加えて、文言でも結構です。つけ加えていただければと思います。そういう意味では用語を、難しいものは易しく、あるいはそれ以上に言い方がなければ、何か説明を、解説を加えるということをしていただければと思います。

それでは、大変御面倒でも、左側から、副会長から順番に御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【柴山副会長】 ありがとうございます。私が少し記述が抜けたかなと思うのは、東京湾の沿岸の特殊性みたいなものをきちんと説明したほうがよかったかと思います。それは恐らく2-1か2-5のあたりに書けばよかったんだと思うのですけれども、東京湾の特殊な条件を明記すべきです。

1つは広範な埋立地です。埋立地については、古い埋立地がたくさんあります、新潟地震以前の埋立地は液状化対策が充分ではなく、明治もしくは江戸時代以来の埋立地は地盤が低いです。川崎市の沿岸に広範に広がっているんですが、地盤が低くて液状

化対策がしてない埋立地が存在するというのは、一つの脆弱性だと思います。それからもう一つは、埋立地をつくったことによって、水路を複雑に残してあります。この地形の複雑さというのは、ほかのところにはない複雑さで、東京湾の高潮、津波対策に対する脆弱性というのは、埋立地の特殊性というのはやっぱり強調すべきだと思います。

2つ目は、高密度都市域であるということも、ほかのところと違う東京湾の特殊なところで、特に川崎・横浜地区は高密度の都市域が沿岸域にずっと広がっているというのと、場合によっては木造密集住宅街もまだ残っています。

それから3つ目は、防潮堤の外に港湾地域が広がっていまして、防潮堤の外なのに昼間はたくさん人がいるという状況があります。これら3つが海岸の面から見た東京湾の神奈川県地区の特殊性です。埋立地、高密度都市域、堤外地、この3つを2-1か2-5で、自然地形だけではなくて、人工的に地形を改変してきたことによって変わったんだということを書いておいていただけだと、この地域の特殊性をはっきりと主張できて、それに対して我々は考えなければいけないということがわかると思います。

【近藤会長】 はい、御意見ありがとうございました。大変申しわけございませんが、代理の方になりますけれども、水上さん、よろしくお願ひいたします。

【水上委員代理】 それでは、何点か申し述べたいと思いますけれども。まず、先ほどの放射能の件なんですけれども、やはり我々、最初に3.11の事故が起こってすぐに横浜港としては外国船社系から横浜港を使いたくないということがあったんですね。それで急遽いろいろ国交省さん等に働きかけて、特に輸出品については基準を設けて、それ以下のものをきちんと出すようにしますよということでつなぎとめたという経緯があるんですね。そのときに我々自覚したんですけども、横浜港自体が、東京港とはちょっと違って、ハブ港といって結構船会社さんというのは荷役をやるところを変えちゃうところがあるんですね。特に横浜港を使わなくても、近隣のところを使えばいいということで、すぐ逃げてしまうという部分があって、東京の場合は大消費地というのがあるので、確実にそこに船を着けなければいけないという事情があるかと思うんですけども、少し横浜港の場合はそういう事情があって、外国船社さんというのはちょっとしたことでもすぐ使わなくなってしまうことがあります。

それで、放射能というのは非常に大きな問題だということで我々取り組んだんですけども、幸い国交省さん、それから横浜市さんの努力で、今、ほとんどのゲートに、特にコンテナなんですけれども、輸出に関しては確実に事前チェックして出せるような体

制になってきております。そういう点ではありがたいんですけども、先ほどちょっと御指摘がありましたように、水質は、東京湾に流れる水質は化学的な、ケミカルな部分では非常によくなっています。ただし、NHKのいろいろな番組等で、やはりいろんなところから放射能の物質が岩清水のように入ってきて、東京湾にたまってしまう。先ほど先生がおっしゃったように、幸い閉鎖的な部分がありますけれども、こういう点から見ると逆に、閉鎖的であるがために、そこにたまってしまうことがありますので、ここはぜひ東京湾の中の放射能のレベルというのが一体どうであるか。各地方自治体でも測られているとは思うんですけども、もう少しオープンに、やはり東京湾の中のいろいろな食材というのを食べている部分がありますので、そういったところでの安全というのを確保していただきたいなと。やっぱり危険なものは危険、安全なものは安全だというふうに言うようなことを少し考えていただきたいなというふうに思っております。

というのは、海外のお客さんがやはり来るわけですね。そうすると、お寿司屋さんに行って、本当にこれ大丈夫なのかというふうに言われたときに、いや、調べていませんということがないようにさせていただきたいというのと、それはもう一つ理由があって、我々港湾労働者の中では30年、40年前にアスベストを大量に扱っていました。そのときには政府の見解では、無機物であって非常に安定な物質であるので安全だというふうに言われて我々はマスクも何もせずに、無防備で扱ったんですね。それで中皮腫だとかいうことがだんだん起こってきて、不安全だというのがわかったのが、何と30年後だということで、いまだに我々はそれを引きずって問題解決に当たっています。そういうことがあるものですから、特に港湾で働いていただいている労働者の方々に関しては、安全に関しては非常に敏感であるということあります。

もう一つ、水質をきれいにするために下水道の処理がかなり高度になってきたという先生の御指摘なんですけれども、逆に下水道汚泥が焼却されて灰になってきて、それを埋立材として使うということになると、先ほどの放射能が集まったものが海に捨てられるというふうになってきている部分もありますので、そこはもう少し何とか総合的に考えたほうがいいんじゃないかというところが出てきているというところですね。その辺もちょっと御指摘させていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、ちょっと話は飛びますけれども、柴山先生のほうから防潮堤はどうちらかというと市街地域に近いところにあって、我々港湾、港運事業者が使っている港

のスペースというのは、そこから外なんですね。そこで非常に大きな産業の行動が行われているということです。ですので、ちょっと心配になったのは、先ほど柴山先生のほうから、ここにあるような高さじやなくて、もう少し高い津波が来たら、これはコンテナバースというのは御存じのように船が着いて、そこで荷役するものですから、そこに防潮堤を設けるわけにいかないんですよね。これ、どうするのかということが出てくるんですね。これ、3.11の津波のときも、1メーター数十センチの津波が来て、あと数十センチあればコンテナバースを越えるという事態になったんですが、それが3メーター、4メーター來ると、多分コンテナバースの岸壁には水がかぶってきますね。そして1メーターでもそれをオーバーすると、今度はコンテナというのは非常に軽いですから、浮いてきたり、そうなるとそこに非常に大きな電源施設もあります。ということは、水が引いた後にそこは使えなくなる可能性もあるということが出てきます。いろんな問題が今、想像できるんですけれども。そうすると例えば東京湾で言うと、横浜・川崎・東京で非常に大きな問題なります。

【近藤会長】 ちょっとお待ちください。今回は、沿岸域の話で、海岸の話なので、港湾の話は港湾でしていただく必要があるかと思います。意味はわかります。重要なことですけれども。

【水上委員代理】 そうですね。BCPという観点でやらなければいけないと思います。

【近藤会長】 BCPも港湾の関係なので、あくまでもここでは海岸沿岸ということで、限定してお話ししていきます。ただ、今の放射能の話はかなり重要なところがありますので、海岸でもそれは重要ですし、漁業でもそれは重要なところですので、そのところは恐らく柴山副会長がおっしゃった流域圏の特殊性というんですか、河川の話と、そこから流れ込んでくる、すべて要約して集めてくるので、人口密度も多いこともあるし、それからいろいろな産業が集積しているということもあって、面源の話というか、雨が降ったときにいろいろなところを流れてくる面源の話がそれにもかかわってくるし、それは河川流域から流れてきて、主要な河川から流れてきているので、それが放射能が発生したときに、その可能性が千葉県側が多いのか、東京都側が多いのか、神奈川県側が多いのかの配分の問題だけで、あとはその辺をどう神奈川県として海岸管理という中でどうとらえたらいいのか。その文言をどう書くかという整理かなと思います。先ほどおっしゃられた内容の、その部分は非常に重要なので、一応言葉で書いてあるけれども、そこにつけ加えるときに、柴山委員がおっしゃったような特殊性というのかな、東京湾の

周辺の特殊性をつけ加えていただければ十分カバーできるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。それは汚染と同じでね、そのカバーはやはり面源のところにあるかと思います。どちらかというと、関東地方整備局でも港湾局のサイドでお話しいただければと思います。

【水上委員代理】 ぜひ東京都のほうにはそういったところで、また違うところで取り上げていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【近藤会長】 すみません。高橋委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

【高橋委員】 相模湾と東京湾と比べますと、東京湾のほうがリアス式的な要素が大きいわけですね。そこで潮の流れというか、海の波の流れ、こういうものが相模湾の場合は沿岸域をなめるように西へ行ったり東へ行ったりで、東京湾の場合は埋立地ができるこことよって、小さなエリアの中で流れ方が変わりますよね。それによってやっぱり高潮とかそういうものの受け方が大分違ってくると思うんです。その辺を、この資料の中に、ただ高いとか低いとかということではなくて、物が海にできることによって、潮の流れがこのように変わるというデータがないわけですよね、やはり9年たって平成16年につくった資料であっても、9年たっていればいろんなものが出てくる。そのことによって、沿岸域を流れる潮の流れというのは大分変わります。我々は現場にいてそう思う。防波堤が、突堤が1つできることによって、その左右の流れ方が全然違います。そういうことが、できたらこういう資料の中で提示していただければ、本当はそれを見て、その地域の人は、あれができたことによって波がいくらか弱くなったのかと。あれが見て反射的にうちのほうに波がきちゃうのかということが理解できるけれども、海洋土木の中でそれをやることになるんでしょうけれども、なかなか陸上だけで進めるというのは難しいでしょうけど、できれば海洋土木の近藤先生もいますので、海洋土木の中でやっていただければいいのかなと、そんなふうに感じました。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。ただいまの御意見、かなり重要なところで、例えば神奈川県でもどこが埋め立てられて、この10年ぐらいでどこに港湾が再整備されたり、防波堤ができたのか、あるいは防潮堤ができたのか。それから、先ほど低地盤地域、低いところですね、昔の古い埋立地のどの辺りが、川崎がいつも対象になって出てくるんですけれども、そういうところがやはり県としてはどう考えているかというのは、この中でも重要な要素になると思います。高橋さんの御発言もあり、調査することはできないけれども、過去の例で、過去の調査結果として、潮の流れがどうなったかとか、当然

横須賀の発電所ができたときも、随分潮の流れが変わったということで、いろんな意見が出ていたので、その辺も横須賀、一つの事例として横須賀市さんの例でこう、ちょっと変わった。でも、実際にはあまり科学的データがあまりないみたいなことがあるので、どこまで言えるかわかりませんが、なるべく科学的データをちょっとでも入れて、資料編でいいと思います。御検討いただく。文言にはあまり出てこないと思うので、そこは資料編で、どこかにアスタリスクが入って、こういうことがありますということを入れていただければいいかなと思います。どうもありがとうございました。

【持田委員】 資料編の8ページ、海岸線の変遷というのが、これが今のが埋立地の変遷に当たるんじゃないですか。8ページです。資料編の8ページ。この沿岸の海岸線の変遷の埋立地。

【近藤会長】 そうですね。特に最近10年間で変わったところをこの中にまた強調して入れていただければ、それで十分かなと思います。ありがとうございます。では、山口委員のほうから、よろしくお願ひいたします。

【山口委員】 資料編の59ページを見て、トイレのマークですが、何か相模灘のほうと違うのですが、統一できないでしょうか。資料編の59ページの、Wになっているんですよね。今、Wというのは使わない。これは日本の昔のあれで、何か観光云々ということを言つていれば、ちょっとマークを統一していただけたらと思います。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。今、公衆トイレも障害者マーク、車いすマークというのが普通になっていますからね。

【山口委員】 そうです。バリアフリー対応じゃなくなるんですけれども、これ、ちょっと私、調べてお届けします。

【近藤会長】 そうですね、これ重要なことなので、何かシンボルマーク的なものがあるといいんでしょうけど。

【山口委員】 ありますね。

【近藤会長】 ありますよね。JISか何かで。そういうものを使ったほうがいいかもしないですね。はい、ありがとうございます。ほかに何か山口委員のほうからございますか。

【山口委員】 結構です。

【近藤会長】 よろしいですか。それでは、持田委員、よろしくお願ひいたします。

【持田委員】 本編のほうの資料5の2-7ページのところですね、2.2.6の生物相で、ちょっと間違いを指摘させていただきたいのですが。赤で書かれている神奈川県レッドデータと書いてある2行目の終わりから3行目にかけての「イセウキユアガラ」となってい

るんですけど、これ、「イセウキヤガラ」です。また、その赤い字の3行上で、川崎市、横浜市の沿岸地域というのは、どの辺のところを指すんですか。要するに海岸ぎりぎりの地域。じゃなくて、もう少し広くとらえていらっしゃるんですよね。これ、文章からすると、大部分は市街地や工場地帯でいいんですけども、緑地部分は極めて狭く、わずかにクヌギ、コナラを主体とする二次林とかですね、スギ植林地というんですけど、沿岸地域のとらえ方ですけど、クヌギ、コナラを主体とする二次林はあまりないですね。そういうのすらないので、せめて緑の多い住宅地みたいなことですね。

ちょっと文章をそこに加えてもらいたいなと思うのが、コナラを主体とする二次林やスギ植林、アカマツ林が広がるところが、部分的にはありますが、斜面の樹林が見られるにすぎない。しかし、先ほどの埋立地ですが、埋立地にある工場地帯の一部には、照葉樹を主とする環境保全林の形成がなされているという、それが現状ではないかと思うのですが。

よろしいですか。「見るにすぎない。しかし」で、「埋立地にある工場地帯の一部には照葉樹を主とする環境保全林の形成がなされている」というのが現状であると思います。

【近藤会長】 ぜひそのように直してください。また最終的には先生にチェックしていただいて、文言を直してください。それと、一般で言う「海岸」というと、海岸線から海側に 50 メートル、陸側に 50 メートルというのが一応最大限の海岸幅です。沿岸域というのは、定義がないんですね。アメリカは沿岸域法という管理法があって、それで各州で沿岸域の幅を決めなさいとありますが、日本は残念ながらないので、大体通例的には内陸に対しては 3 キロぐらいというのがイメージですね。イメージなんです。海は、浅いところで大体同じように 3 海里ぐらいみたいなところで、浅いところぐらいが沿岸域というような、大体 10 メートル水深ぐらいのところでというようなイメージで、あくまでもイメージで、定義はないんですね。そういうことで、今御指摘いただいたところ、重要なと思いますので、沿岸域の概念も書いてもらったほうがいいかもしれません。相模灘のほうもあわせて、沿岸域とはこういうことですと。沿岸域について、何か定義はありませんでしたか。

【事務局】 特に過去の資料を見ても、これというものはありません。

【近藤会長】 ないですね。でも、使った意味はあると思います。50 メートル範囲ではないということで、もっと広く考えてということがあるのかもしれませんね。

【事務局】 実際に記述してある内容の範囲を少し精査して、その範囲をある程度、当たりをつけ

るというか、範囲を示した内容を調べます。

【持田委員】 表題にもなっていますよね。東京湾沿岸ということなので。

【事務局】 それはちょっと考えて決めていきたいと思います。

【近藤会長】 はい、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

【持田委員】 以上です。

【近藤会長】 御丁寧にありがとうございます。では、引き続きまして川辺委員、お願ひいたします。

【川辺委員】 1つは、今の沿岸域の範囲です。本計画ではどの範囲を対象とするのかを始めに明確にしたほうが良いと思います。神奈川県が東京湾を対象とする場合、市が管理者である港湾も含まれるでしょうし、かつ、東京都・千葉県との連携もあるかと思います。さらに、国の東京湾再生計画との関わりもあるかと思います。また、東京湾の特徴として、さきほど柴山先生がおっしゃられたように、非常に過密に利用されています。海岸後背地の人口密度が高い、下水道からの流入量が多い、海岸の陸側も海側もいろいろな利用が輻輳している、管理主体もステークホルダーも非常に複雑です。記述もあるとよいと思いました。

あと2つあるんですけども。

【近藤会長】 どうぞ。

【川辺委員】 2つ目は、放射性物質についての記述が水質の後ろの部分にあったかと思うんです。

【近藤会長】 2-6ですね。

【川辺委員】 そうですね。ありがとうございます。水質の放射性物質は速やかに拡散されたということで、今、放射性物質で問題になっているのは、底泥、底質のほうだと思います。提案ですが、水質のあとに底泥という項目を設けてはいかがでしょうか。

【近藤会長】 そうですね、水質じゃないですものね。そのものじゃない。

【事務局】 ちょっとよろしいでしょうか。放射性物質について調べてみたのですが、セシウムは、半減期が30年になっていますので問題だという話になっていて、国土交通省のほうで東京湾を調べております。東京湾、横浜港、川崎港とか、いろいろなところを調べてますが、今のところはNDだと、海水についてはですね、不検出であるという形になっています。あと原子力規制庁のほうも出しており、多摩川からここ東京湾に入った延長線上のところで水質の調査をしておりますが、そこの調査も0.00幾つとかという

形になっていまして、それで 10 ベクレル以下は大丈夫だという形になっています。また、底質のほうも調べてみたのですが、底質は、基準値がどうもないようです。それで、原子力規制庁も出しておきました、6 月に出したデータと今度 10 月に出されておりますが、それを比べると、底質のところのデータは、放射線のセシウムについては徐々に小さくなっています。底質についてもデータがありますが、基準値がないというところがありましたので、少し書き方を考えて、底質としても入れさせていただくようなイメージでよろしいでしょうか。

【近藤会長】 またそれは川辺先生と御相談になっていたらしく、どう表現するかということで、お考えください。ほかに先生、どうぞ。

【川辺委員】 あともう 1 点だけよろしいでしょうか。2-20 ページご覧いただいてよろしいでしょうか。言葉の問題で申しわけないんですけど、「沿岸域管理の原理と理念」というように、「原理」という言葉をずっとお使いになつてしまいますが、この「原理」という言葉には違和感をおぼえます。考え方、あるいは、理念でよろしいんじゃないかなと。沿岸域管理は、もともと自然に存在したものではなくて、沿岸域でさまざまな問題が起きた過程のなかで、環境と開発のバランスをとるために沿岸域で総合的な利用管理をしましよう、と発展してきた概念だと思います。「原理」という言葉については、御検討いただければと思っております。以上です。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。もしかしたら最初にこれ、原理というのはコモンロード的なね、イギリスで言う、そういうことで、前に東大におられた清野先生がおっしゃったかもしれない。だから、原理じゃなくても私もいいと思いますので、その辺をどうとらえるか。これ、東京湾との関係があるので、1 都 2 県ですね。その辺はまたちょっと調整を必要とするかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、高橋委員から何か、先ほど手を挙げておりませんでしたか。

ほかにはいかがでしょうか。どのような切り出し方でも結構ですし、あるいは文言のこともありますが、先ほどもありましたとおり、もう一度皆さん読んでいただいて、疑問を感じるところ、あるいはこう変更したらいいのではないかというようなところがありましたら、この 1 週間なり 10 日ぐらいで事務局からメールが参りますので、そのメールに対応して変更あるいは意見、疑問、質問でも結構です。

【川辺委員】 もう一つよろしいですか。4-3 ページあたりだと思うんですけど、「打ち上げ」と「せり上がり」と、それからもう一つ「打ち上がり」というのがあります、また、

「上がる」も平仮名と漢字とが混在しているようなので、このあたりもご整理いただければと思いました。

【近藤会長】 恐らく英語ではスタンディングウェーブか何かだと思いますが、そこを日本語で、今までの慣用なんかを使いながらやっているので、せり上がりとか打ち上がりとかという話になっているので、ぜひ統一してください。

【事務局】 ちょっとよろしいでしょうか。今の御意見の中の、高潮の中では「打ち上げ高」という言葉を使っておりまして、津波については「せり上がり」という言葉を使っておりますが、これはちょっと工学的というか、基本的にこういう言葉が決められておりますので、この言葉を使うのですが、わかりやすい解説みたいなものをもう少し工夫して記載したいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

【近藤会長】 そうですね、ぜひお願ひいたします。ただいま川辺委員からおっしゃったように、こういうところで言葉の、なるべく事務局としては御専門家が多いので、こういう言葉、文言の微妙なところはチェックしていただきながら、また各委員の方々からアドバイスをいただきながら、精査してわかりやすく、的確な言葉を使っていくということに注意したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【水上委員代理】 自然災害の中で、先ほど柴山先生もおっしゃられていきましたけれども、台風とか強力になりつつあるということで、今後何メーターぐらいが考えられるのか、少しいろいろ教えていただきたいなということがありますし、あと、ここにちょっと書かれてないのが、竜巻とかですね、そういう可能性が沿岸域にあるのかどうかですね。今のところ、内陸部が多いようですけれども。

【水上委員代理】 その辺をやはり何かいろいろやっておかないと、まずいのではないかなどいうふうに思いました。以上です。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。これはやはり先ほどもあったように、相模灘でもあったように、環境の改変という、変化しているという状況。ただ、今後我々が見直すのがいつなのかということもあるでしょうけども、やはり時々刻々変わりつつあるというようなことで、水温とか、それから台風がエネルギーが大きくなつて、温度差が大きければ大きいほどエネルギーが大きくなると。台風のエネルギーがですね。それから、そういう竜巻の話も事象としては可能性があるので、ぜひ考えてほしいと思いますので。それ、どういう形でまとめるかだけだと思いますので、皆さんもう既にわかっておりま

すので、その辺をどこで扱うかですね。またこれ、副会長とも相談しながら、また皆さんと打ち合わせしながら、その辺はちょっと考えていきましょう。

ほかにいかがでしょうか。特別なければ、一応またメールでの対応ということで、大変申しわけございませんが、予定よりもちょっと早く終わりますけれども、よろしいでしょうか。それでは御意見を賜りましたので、鋭意いいものをつくっていくということで、私たちも協力していきたいと思います。では、本日の懇談会はこの辺で各委員の意見を受けて、いいものをつくっていくということで、資料5はそういうことで改定していきたいと思います。特にこの基本計画ですね。本編はそういう形で変えます。あと資料編は、これは皆さん各地方自治体との対応の中で、資料を新しくしていくこともあるでしょうし、その辺は事務局にお任せして、私たちの責任としては本編を精査していくということになりますので。2月の中旬が次回でございます。その前にパブリックコメントでどういう意見が出てきたかも次の第2回では御説明いただきながら、それを受けてこの本編がどう変わったかも御説明いただければと思います。

それでは、以上で、これで終了いたしますが、あとは先ほどと同じように、後ほどの第2回目、また、パブリックコメントに向けて私と副会長の柴山委員にお任せいただければ、事務局と対応しながら精査していきます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「結構です」の声あり）

はい、ありがとうございました。それでは、事務局のほうに司会をお渡しいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3. 閉会（あいさつ）

（以上の部分は省略しています。）